

## 野洲市都市計画マスタープラン改訂素案に対する委員意見についての市の考え方

凡例：下線は追加または改訂

通し	ページ	項目	意見概要	市の考え方
1	全般		わかりやすい表現とするため、接続詞などの使い方を整理する。	ご意見を参考に精査し、修正を行いました。
2	3	(2)都市計画マスタープランの役割	3行目 即地的→わかりにくい 6行目 住民→市民 ④住民の理解・具体の都市計画→市民が理解できる具体的な都市計画 ④の1行目 住民→市民	ご意見を踏まえ 3行目は素案のとおり(用語解説P102あり) 6行目は 住民→市民 ④住民の理解・具体の都市計画→市民の理解と具体的な都市計画 ④の1行目 住民→市民とします。
3	5	4. 都市計画マスタープランの改訂体制	・公募市民2名のことを記入するのであれば他の選出委員も記入し、文章を作成する。 ・臨時委員2名、委員4名は削除 ・図中にその他の関係団体も記入 【理由】改訂体制については丁寧に記述する	ご意見を踏まえ、改訂体制図に委員構成を明記します。
4	8	2. 人口と産業 (1)人口	データを最新にする。(H22年国勢資料を使う) 【理由】7年前の国勢調査の人口、世帯を掲載するのは理解しにくい。直近の人口、世帯推移を掲載する方が理解しやすい	ご意見のとおり修正しました。
5	9	2. 人口と産業 (2)産業	①10行目 電子・デバイス→ わかりにくい ②11行目 野洲工業団地→ 場所が分かりにくい	ご意見を踏まえ一部修正しました。 ①用語解説がP102にあり素案のとおりとします。 ②野洲工業団地の後ろに、「(大篠原地先)」を加えます。
6	11	3. 都市の基盤状況 (2)交通	4路線が1万台/12時間を最新データに差し換え 【理由】10年経っても変化していないことになる。	H22道路交通センサスに基づくものであり、素案のとおりとします。
7	12	4. 都市環境と景観 (1)都市の環境	下水道普及率99.3%となっているが99.6%から99.3%に低下した理由は何か	普及率算出の根拠となる行政区域内人口及び処理区域内人口に変動があったため、低下したものです。(平成23年版野洲市統計書)
8	14	5. 都市の歴史と文化	土川平兵衛の記述を追加する。 【理由】野洲の歴史を考えると追加すべきである	改訂方針に基づく作業には含まれないと考えますことから、素案のとおりとします。
9	14	6. 都市計画の経緯	現在の市域全域(琵琶湖面積を除く6,145ha)が大津湖南都市計画では6,053haとなっている。数値の違いはなぜ。	6,053haに修正しました。(H22.10月守山市との行政界確定により変更)
10	17	第2章都市づくりの課題 1. 社会情勢からみた課題 (4)安全な国土形成	…平成23年3月の東日本大震災及び福島原発事故の教訓を踏まえ、防災都市づくりの必要性… 【理由】改訂総計でも15ページの「第3章野洲市の現状と課題」において、「〈安全〉原子力発電所の安全性が疑問視」の項が加えられており、都市マスでも規定すべき。	「福島原発事故」は都市計画として当面の対応は考えられないので特出し(東日本大震災に含まれる)はしません。なお、野洲市の地域防災計画の見直しにおいて、都市計画としての対応が求められれば、その段階で都市計画審議会の意見を聴いて対応します。

野洲市都市計画マスタープラン改訂素案に対する委員意見についての市の考え方

凡例：下線は追加または改訂

u003c/divu003e

通し	ページ	項目	意見概要	市の考え方
11	18	2. 野洲市の都市づくりの課題 (1)人口構成の変化への対応	7行目に「…見据えつつ、 <u>少子化対策とした保育園の促進、教育施設の充実や高齢者に配慮した…</u> 」を追加する。  【理由】少子化問題をクローズアップさせる為	ご意見を踏まえ「…見据えつつ、少子化対策、高齢者に配慮した…」としました。
12	18	(2)産業基盤の強化	文章の内、「IT関連企業」を削除する。 【理由】P30(2)土地利用方針の⑤工業地との整合性から	ご意見を踏まえ「IT関連企業」を削除し、「先端技術産業」に修正しました。
13	19	(5)水と緑豊かな自然環境・景観の保全と活用	“近江富士—三上山”→三上山、妙光寺山等  【理由】近江富士は前の文章で記述されているので削除し、「三上山、妙光寺山等」としてはどうか	ご意見のとおり修正しました。
14	20	(6)都市と農村の交流拡大	「流出超過、流出傾向」は最新のデータでも同じ状況か、確認	通勤・通学流動についての流出超過については、平成23年版野洲市統計書により、素案のとおりです。 また、商業における顧客吸引力の流出傾向については、「顧客吸引力」が曖昧な表現であることから、分かりやすい表現とするため、改訂総計P66の記述に即し、「商業については、大規模な商業施設の立地などが進み利便性が向上していますが、一方では地域の生活を支える商店の必要性も再認識されています。」と修正します。 なお、これに関連しまして、9ページ17行目～21行目の表現を、「現在では、大規模な商業施設の立地などが進み利便性が向上していますが、一方では地域の生活を支える商店の必要性も再認識されています。」と修正します。
15	20	2. 野洲市の都市づくりの課題	課題を新規追加する。 「(7)都市づくりと財政 本市は財政が逼迫した状況にあり、 <u>中長期展望は決して明るい状況ではありません。財政に見合った都市づくりが求められています。</u> 」  【理由】P97の(2)計画の進行管理における「財政との整合に配慮しながら実現に努力するとともに、」はインパクトに欠けるため課題を追加した	財政との整合に関する記述は、前回いただいたご意見を踏まえ、P97の(2)計画の進行管理に「財政との整合に配慮しながら実現に努力するとともに、」を追加しています。 また、「第6章実現化方策の、P88(3)都市計画事業の進め方①優先度の明確化」に記述しており、素案のとおりとします。
16	23	第3章都市づくりの理念と目標 1. 都市づくりの基本理念と将来都市像 (2)将来都市像	将来都市像の文言を、前回の審議会の考えに逆らうようであるが現行に戻す 【理由】改訂の文章をよしとするならば、少なくとも「豊かな自然」の文章を前にもってくることで、野洲市の特性が出てくる。 ・「快適な都市」とは何をイメージしているのか。住環境、暮らしが快適と言うことではないのか。	提示資料に誤りがありました。 「活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち」を採用します。

2 / 4

野洲市都市計画マスタープラン改訂素案に対する委員意見についての市の考え方

凡例：下線は追加または改訂

u003c/divu003e

通し	ページ	項目	意見概要	市の考え方
17	24	(3)都市づくりの基本目標	本文中において、「都市」と「まち」、「都市づくり」と「まちづくり」といったように2つの表現が混在しており、概念また定義としてしっかり使い分ける必要がある。たとえば、項目立てには「都市」を説明文中には「まち」といったようにしてはどうかと思う。	都市計画マスタープランでは、「都市」は「都市」(と読み)として扱い、ハード面を主体においた考え方で使用し、「まち」は「まち」としてソフト面も含めた全体を包括した考え方で使用していますので、素案のとおりとします。
18	26	3. 将来都市構造(1) 拠点	③東部交通拠点の●1点目の2行目「…充実を図るとともに、 <u>近江八幡市との連帯性を踏まえた、周辺部に新たな…</u> 」を追加する。  【理由】周辺都市と共有した活性化が有効と思われるため	「近江八幡市との連帯性を踏まえた、」は実現への方策であり、第6章実現化方策のP87②関係機関との連携強化に「JR篠原駅周辺で隣接する近江八幡市、竜王町(篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会)」と記述されているため、素案のとおりとします。
19	29	第4章都市づくりの方針 1. 土地利用の方針 (1)土地利用の基本的な考え方	●1点目「拠点を中心としたコンパクトな都市空間の形成を図ります。」を次のように修正 「中心市街地の活性化を図るため、拠点を中心としたコンパクト・シティー化を図ります。」 【理由】コンパクトな「まちづくり」を目指すため	改訂総計の25ページの2. 土地利用の方向性の表現に即したものであり、また、野洲市では4つの拠点を中心とした土地利用方針を掲げていることから、素案のとおりとします。
20	29	1. 土地利用の方針 (1)土地利用の基本的な考え方	●3点目「…都市的土地利用が図れるか検討します。」を次のように修正「…都市的土地利用が図れるか慎重に検討します。」  また、上記に関連して【市街化調整区域の土地利用の方針】にある ④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針の最終行「…都市的土地利用が図れるか検討します。」を次のように修正「…都市的土地利用が図れるか慎重に検討します。」  【理由】市街化調整区域を軽々に緩和すべきではないと思う	前回いただいたご意見を踏まえ一部修正しましたので、素案のとおりとします。 <参考:前回ご意見に対する市の考え方> 市街化調整区域から市街化区域への変更は、滋賀県が、大津湖南都市計画区域全体のフレームに即して慎重に検討され、決定されています。 一方、市街化調整区域では、市街化を抑制するという調整区域の基本的性格を保持すれば、既存集落の維持、改善を図る等、野洲市の実情に沿った対応として、地区計画等の制度があります。 このようなことから、調整区域の位置付けを再確認できるよう、「市街化を抑制する」といった市街化調整区域の基本的性格を保持しつつ、といった記述に修正します。
21	30	1. 土地利用の方針 (1)土地利用の基本的な考え方	研究開発、及び環境に→研究開発、特に環境に 【理由】野洲市としての方針であれば強調すべき	改訂理由では「文章を強化しました。」としておりますが、先端技術産業や研究開発と同等の位置付けとしており、改訂理由を「文章を加えました。」に修正し、素案のとおりとします。
22	45	5. 景観形成の方針 (2)湖辺・水辺の景観	②河川・ため池等の●1点目の3行目「した整備に努めます。」を次のように修正「した整備を河川管理者(国及び県)に求めます。」 【理由】野洲川:石部頭首工より下流を国土交通省が管理。日野川は県が管理のため、野洲市が直接整備する権限が無いため。	「●野洲川、日野川等に代表される河川については…」と記述しており、野洲川、日野川以外の市管理の河川も含んでいること、また、「努めます。」の表現の中に国、県への働きかけについても含むため、素案のとおりとします。

3 / 4

野洲市都市計画マスタープラン改訂素案に対する委員意見についての市の考え方

凡例：下線は追加または改訂

通し	ページ	項目	意見概要	市の考え方
23	45	5. 景観形成の方針 (2)湖辺・水辺の景観	②●2点目 祇王井川を追加	表現は家棟川及びそこから直接分かれている新川、童子川となっており、祇王井川と中ノ池川を「等」に含んでいるため、素案のとおりとします。
24	50	6. 都市防災の方針 (2)災害のおそれのある区域	●1点目と●2点目 「…発生が見られるため、河川改修、雨水幹線の整備や開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する…」を追加し、●2点目を削除する  【理由】わかりやすい表現にする同様の文書なので、2つの文を一文に修正	ご意見のとおり修正しました。 「…発生が見られるため、河川改修、雨水幹線の整備や開発地における調整池の設置などの治水対策を推進する…」を追加し、●2点目を削除します。
25	52	第5章 地域別構想 1. 地域区分の設定	合計61.39km <sup>2</sup> →61.45km <sup>2</sup>  面積確認したい	各字の概ねの面積を示したものであることから、その合計が市域全体の面積と一致するものではありません。 なお、合計欄は削除しました。
26	58	3. 北野地域 (2)地域の特性と課題	②地域の課題の「必要な箇所がある、あるいは可能性がある」の部分はより具体的に記述する 【理由】地域の課題については、より具体的に記述した方がよい	今回の改訂は、上位計画の改訂に伴うもので、地域の課題等については基本的に修正は行わない方針であることから、改訂方針に基づく作業には含まれないと考え、素案のとおりとします。
27	60	3. 北野地域(5)地域づくりの方針	②交通施設の整備方針の●4点目 自動車交通の排除→自動車交通の抑制 【理由】排除できるか疑問	
28	62	4. 三上地域 (2)地域の特性と課題	②地域の課題に追加する 「空家」のことを触れる必要はないのか 【理由】近江富士団地に「空家」が増えていると聞いたことがあるが、確認したい	
29	65	4. 三上地域 (5)地域づくりの方針	③●4点目の「緑化等の誘導について長期的に検討…」の「長期的に」は削除 【理由】審議会の意見で削除	全体構想では、市街地の中高層に関する部分において「長期的」を削除しているものであり、それは他のところにも反映させています。本記述は大部分を市街化調整区域に指定している三上山周辺の景観誘導に関するものであり、野洲市の景観を考える委員会での検討を踏まえ、緊急に対応が必要となるものではないと考えることから、素案のとおりとします。
30	76	7. 中里地域 (2)地域の特性と課題	①地域の特性●1点目の「旧市役所分庁舎」は分かりにくい、新しい名称に変更すべき	ご意見のとおり 新名称「野洲市北部合同庁舎」に修正しました。
31	78	7. 中里地域 (5)地域づくりの方針	③地域環境形成方針の中に河川のこと が3項目に分けて記述されているので集約する。	改訂方針に基づく作業には含まれないと考えます。今回の改訂で、特に集約をしなければならぬ理由はないので素案のとおりとします。
32	99	参考資料 1. 改訂の経緯	記述の追加 野洲市都市計画審議会条例、審議会委員名簿は追加記載し、責任の所在を明確化する。	ご意見のとおり追加します。